

2023年度（令和5年度）

福山市教育委員会会議録（第6回）

【8月23日（水）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第6回）

1 招集年月日 2023年（令和5年）8月23日（水）
午後2時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	三好雅章
出席	2	金 仁 洙
出席	3	神原多恵
出席	4	横藤田 晋
出席	5	小丸輝子

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤井紀子
学校教育部長	亀山貴治
学校教育部参与	寺田拓真
教育総務課長	亀山聰子
政策調整官	手島智幸
施設課長 兼学校再編推進室主幹	藤野原啓宏
学校再編推進室長	皿海三樹夫
学事課長	本宮政尚
学びづくり課長	片山富行
福山中・高等学校事務長	前田満

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	西岡雅之
教育総務課職員	亀田千景

【開会時刻 午後2時00分】

三好教育長	<p>それでは、ただいまから、2023年度（令和5年度）第6回福山市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>本日の議案ですが、議第25号は、議会提出案件のため、議第26号は、公開時期が定められているため、議第27号から29号は人事案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議したいと考えます。</p> <p>また、議第27号から29号までは教職員の人事案件のため、最後に関係者のみで行いたいと考えますが、御異議はございませんか。</p>
全教育委員	異議なし
三好教育長	<p>御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。</p> <p>ではまず初めに、日程第1 教育長報告についてです。</p> <p>資料の1ページをお願いします。</p> <p>14、15、17日とお休みをいただきました。後の日は、庁舎内で執務をしていました。</p> <p>それから、21日の広島県都市教育長会について、秋の総会を10月20日に行う予定ですが、その内容について、役員市が集まって協議を行いました。</p> <p>今日は午前中、初任者研修に行っていました。1学期の授業を中心に、それぞれの取組の反省点などについてフリーディスカッションを行っており、その中に加わらせてもらいました。また、それぞれの教員が元気に、2学期に向けて考えている様子を見てきました。</p> <p>以上です。</p> <p>御意見、御質問はありませんか。</p>
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>それでは、次に、日程第2 議第23号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
手島政策調整官	<p>資料2ページをお願いいたします。</p> <p>議第23号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明いたします。</p> <p>(1) 趣旨についてです。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものです。</p> <p>(2) 以降の報告書の内容については、7月4日の教育委員会会議で素案をお示しし、その際にいただいた御意見を踏まえた修正や、その後、教育に関し学識経験を有する方からいただいた御意見等、前回からの変更点について御説明いたします。</p> <p>別冊資料1の2023年度（令和5年度）教育委員会点検・評価報告書を御覧ください。</p> <p>まず、9ページを御覧ください。</p> <p>変更点としまして、視覚的にわかりやすくするため、基本施策に関する</p>

指標の評価の「対象となる年度」と「評価」の項目については太線で囲い、「今後のアクションプラン」の項目については二重線で囲うように変更しています。全ての評価項目について同様に修正しております。

そのほか、委員から御指摘いただいた年号の誤表記についても修正しています。それ以外の構成や、評価項目については、以前御説明した内容から変更はありません。

40ページを御覧ください。

学識経験者からの意見を掲載しております。

福山市立大学副学長 伊澤 幸洋様、福山市PTA連合会会長 永井康浩様、福山市図書館協議会委員 藤井真弓様の3名から御意見をいただきました。

「就学前教育」については、幼保小連携により公立・法人立の就学前施設が学びをつなぐという取組を評価する御意見のほか、学区外の幼稚園保育所から入学する子どもが小学校に入学して困り感をもたないための連携が重要だとの意見がありました。

「学校教育」については、全国学力調査について、研究者を入れて要因分析することへの意見や、不登校児童生徒が増加していることについて、本や学校図書館補助員とつながりを設けることへの提案、不登校児童生徒をもつ保護者支援の充実などについての意見がありました。

「生涯学習・社会教育」については、交流館でのデジタル化の推進に併せ、利用手順や活用例などの情報発信をしてほしいという意見、図書館については電子図書の充実と併せ、蔵書数を増やすことへの意見がありました。

「文化財保護」については、福山城築城400年記念事業は文化財に接する良い機会であったとの御意見をいただいております、今後の取組に生かしてまいります。

本報告書については、本日、御承認いただきましたら、市議会へ8月25日に報告する予定です。

説明は以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

金委員

以前、何度か他の委員からも指摘があったかと思いますが、点検評価の方法について、数値目標のほかに、主な取組実績などから総合的に判断して、「順調」、「おおむね順調」、「やや遅れ」「遅れ」の4段階で評価するとなっていますが、このあたり、曖昧だから難しさがあると思うんです。そこをある程度定量的にできないのかなとは思っています。

例えば、目標が100だとして、105だと、これは明らかに順調と言えますけど、これが、目標100に対して75、60、55とかだと、どっちの評価に入れていくのか、事務局では大体の定量的な指数というのは作っておられるのでしょうか。

曖昧になっていないかなというのがあって、曖昧でいいのがほとんどなんでしょうが、評価が左右されるところではきちんと数値でやるのかな、どうされているのかなと思っています。

手島政策調整官

御意見いただいたこの数値目標の判断基準はどうするのかということにつきましては、例えば数値目標が一つしかない項目につきましては、2026年度までの最終目標に対して今はこういう位置にあるから、それがおおむね順調なのか、しっかり順調なのかといった判断をしております。

学校教育の分野につきましては、評価指標が複数あることが多いため、例えば23ページを御覧いただいたときに、基本施策4の「教職員が元

気・笑顔で勤務できる環境の充実」のところに関しては、4項目のうち3項目が昨年度より成長目標に向かっていているということで、おおむね順調というような判断をしているところです。やはり委員が仰るように、定量的に事務局の中ではっきり持っているわけではないということがありますので、その辺りは今後御意見をいただきながら、評価のことについては、検討してまいりたいと思います。

以上です。

金委員

今の23ページのところですが、4つの項目につき3つは、順調にあるから、おおむね順調になっていますが、これは2つだったらどう評価されているんですかね。

手島政策調整官

そのとき指標に表れる、取り組んでいる内容として、しっかり取り組んでいるのか、取組がしっかり評価できるのかどうか、そういった観点で見えていくようにはしています。

金委員

いつもこれで慣れてしまっているからというのはあるんですが、はっきりさせた方がいいのかな、どうなのかなと思いました。また評価方法があるのであれば考えていただいたらどうかなと思います。方法として何かあるんでしょうかね。

手島政策調整官

ありがとうございます。引き続き検討してまいります。

三好教育長

4分の4だったら順調で、4分の3だったらおおむね順調という、わかりやすいんですが、例えばこの4の「学校評価自己評価表における短期目標達成率80%以上の項目の割合」が前年度51.9%から48.3%になっていますが、その前の年はどうなのか、その辺りをどう見るのか、4分の3でも順調という判断もあると思うんですね。その辺りが難しいところではあるんですが、改めて検討していきます。

他に、何かありますでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、お諮りします。

議第23号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第23号は原案どおり可決しました。

それでは、次に、日程第3 議第24号 2024年度(令和6年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学級)用教科用図書の採択についてを議題とします。

説明をお願いします。

片山学びづくり課長

議第24号 2024年度(令和6年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学級)用教科用図書の採択について、御説明いたします。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、その障がい等の状態が様々であるため、各学校において、児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成します。

別冊資料2の1ページを御覧ください。

特別支援学級においては、各学校が児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成し、目標や内容に応じて、教科用図書、いわゆる教科書を次の1から3の中から、適切なものを選定します。

「1 文部科学省検定済教科書」は、通常の学級で使用している教科書です。

知的発達に遅れのない児童生徒は、小・中学校学習指導要領に準じた教育課程により、通常の学級の児童生徒と同じ教科書を使用します。

知的発達に遅れのある児童生徒は、特別支援学校学習指導要領を参考にした教育課程により、児童生徒の実態に応じたものを選定し、下の学年の教科書を使用します。

資料の2ページを御覧ください。

2024年度（令和6年度）に本市小中義務教育学校で使用する検定済教科書の一覧です。これらの検定済教科書は、前回8月9日の教育委員会会議において採択されたものです。

1ページに戻ります。

「2 文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がい特別支援学校用に作成された教科書です。

児童生徒の実態により、1の検定済教科書の使用が適切でない場合を選定します。

資料の3ページをご覧ください。これは、2024年度（令和6年度）に使用する文部科学省著作教科書の一覧です。著作教科書は、国語、算数・数学、音楽の3教科に加え、2024年度（令和6年度）から新たに、生活☆1～☆3が発行されます。各種目にある☆1～☆3は、特別支援学校の小学部で、☆4・☆5は、中学部で使用します。これらの著作教科書を、選定した場合は、他の教科書を選定することはできません。

1ページに戻ります。

「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、児童生徒の実態により、1の検定済教科書や、2の著作教科書の使用が適切でない場合を選定します。児童生徒の日常生活や対人関係の状況、物事の興味関心、言葉や数の認識の程度など、一人一人の実態と、現在使用している教科書の活用状況、過去の教科書の給与状況といった点を踏まえ、校内の教科書選定会議で選定します。

本日は、「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の採択を御審議いただきます。委員の皆様の前には、見本として、2の「著作教科書」と3の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の一部を用意しています。

それでは、4ページを御覧ください。

ここからは、各学校から申請された教科書について、選定理由書などを取りまとめた「採択資料」です。

5ページを御覧ください。

「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の、学校からの申請状況です。

「―（よこぼう）」は、教育課程への位置付けがなく、教科書の採択が必要のないことを示しています。

種目ごと、児童生徒一人につき、1冊を選定することになっています。

ただし、小学校の「生活」は、知的障害特別支援学校の教育課程に位置付けられている「生活」であり、小学校1・2年生の教科である「生活」とは異なるものです。全学年を通じて学習する種目となり、各教科と関連させながら、挨拶やきまりなど、生活全般で学ぶことや、理科的、社会的な内容も学ぶこともあることから、学年によって1～3冊を選定するこ

とができます。そのため、他種目より多くなっています。なお、2024年度（令和6年度）から発行される著作教科書である生活☆1～☆3を選定した場合も、「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」を選定することはできません。

申請点数の合計は、小学校360点、中学校189点、計549点です。

6ページを御覧ください。

6ページから51ページまでは、各小学校、中学校等で選定された「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の図書名とその理由です。

障がいの状態や発達段階などを考慮し、日常生活との関連、写真やイラストの使用、文字の大きさなどの視点で選定し、その理由を記載しています。

以上、申請している「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」について、採択していただきますよう、よろしくお願いいたします。

三好教育長

附則第9条第1項の教科書って、いわゆる一般の図書ですよ。一般の図書だから、毎年色んな本が発行されていると思いますが、その中から、毎年同じ図書を選んでいるものと新たなもの、新たに増えたものって、数字としてどれだけ増えているんですか。子どもの実態に応じて選ばれるときに、新たなものが選ばれる割合、ざっくりとでもわかりますか。

片山学びづくり課長

新たに付け加えるものの数字は把握していません。毎年発行されて、現在廃刊になったということで、削除してくださいというケースはあります。その代わりに、新たに同じような中身の本を付け加えますので、総数としては変わらないと思います。

金委員

教育長が今言われたことと重複するかもしれませんが、教科用図書の類型として、文科省の検定済教科書と、著作教科書と、一般図書の3つがありますよね。その3つのうち、福山市の支援学級では、検定済教科書が何パーセントぐらい使われているんですか。子どもたちの状況というのはそれぞれ違いますから、割合がこうだからどうこうというのではないんですが、この3つの割合としては、大体どうなっているのか知りたいです。

片山学びづくり課長

学年によって使用している割合は違いますが、2024年度分の今申請が出ているもので言いますと、例えば小学校第2学年106名に対して、国語は、検定済教科書が57人、53.8%で約6割が検定済教科書を使っています。☆本、著作教科書が、26人で24.5%、一般図書が、23人で21.7%となっています。算数が、割合で言いますと、検定済教科書が56.6%、☆本が29.2%、一般図書が14.2%、生活ですが、☆本が34%、一般図書が66%、音楽は、検定済教科書が97.2%、☆本が0.9%、一般図書が1.9%、図工は、検定済教科書が87.7%、一般図書が12.3%、道徳が、検定済教科書が77.4%、一般図書が22.6%となっております。

金委員

ありがとうございます。

こうやって出していただけると全体が分かりやすいです。今後こうやって出していただけると、資料として見えやすいと思います。

教科によって違いますが、割合としては2：1：1という感じですね。道徳なんかは8割が検定済教科書ですが。

片山学びづく り課長	音楽、図工というのは、交流学級で同じ授業を受けることもありますので、やはりどうしても同じ教科書を使いたいということが多いようです。
神原委員	たまたま私の手元に生活の☆1があるんですが、中を見ると、イラストや写真ばかりで字が少ない印象でした。☆1が一番内容的に優しいというか、分かりやすい教科書なんだと思うんですが、これと比べて一般図書の列挙されているものを見ると、かえって専門的というか、図鑑だったり工作だったり折り紙だったり料理だったり、よりアカデミックな内容を選ばれているなど、タイトルだけ見て思った印象です。私はてっきり、検定済でもちょっと難しい、☆本でも難しいというような子が、こういう一般図書を使うのかなと思っていたんですが、実際はそうではないんですかね。教科書とか☆本の使用が適切でない場合というこの「適切でない」の意味がよく分からなくて、その辺り、実際どうなのかというのを少し教えていただけますか。
片山学びづく り課長	<p>これまで学校は、児童生徒一人一人の実態に合った教育課程を編成して、教科書を選定してきました。今までは、多くの一般図書から、児童一人一人の実態に合った教科書を選定していくので、結構な難しい面があります。数も一番多いということで、今まではそこから選んでいました。</p> <p>これに対して、今回新たに発行されたこの☆本の生活は、具体的な生活場面の写真や絵を用いて構成されていますので、児童が関心・意欲をもって取り組める内容になっていることがお分かりいただけるかと思います。</p> <p>教科書展示会のアンケートでは、「とても教えやすくなると感じた。」という声や、「児童にもわかりやすい内容だった。」、「☆本の生活が発行されたことで、カリキュラムの見通しをもつことができた。」という教員の声がありました。ですから、今回発行されたことで、かなりの数の生活の☆本が使われることとなります。</p> <p>今まで一般図書で選んでいたときは、一人一人選ぶという難しさがある中で、一般図書の専門、特化したものから選んでいましたので、そういう特化したものでない、幅広い内容になったというのが今回の☆本です。</p>
神原委員	<p>ありがとうございました。私が質問させていただいた意図というか理由もまさにそこで、この生活1とかを用いれば、工夫したらまんべんなく教えられるのではないかと考えていて、生活という科目でイメージすることと、実際に選んでおられる図鑑のようなものだと、一部にだけ特化してマニアックにやるっていうのがちょっと違うんじゃないかなと、むしろ☆本の方がいいんじゃないかなと思ったので質問させていただきました。今後そういう見込みなら納得しました。</p>
三好教育長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議第24号は、資料のとおり採択してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	(異議なし)
教育長	御異議ないようですので、議第24号は資料のとおり採択しました。
三好教育長	<p>それでは、これより秘密会とします。</p> <p>傍聴人は退席してください。</p>

(傍聴人 退席)
(秘密会部分 削除)

予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。
なお、次回の教育委員会会議は、9月29日(金)午前10時からを予定しています。

【閉会時刻 午後3時00分】